

枚方市条例第 7 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会の項を削り、同表枚方市自殺対策計画審議会
の項の次に次のように加える。

枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会	枚方市児童育成支援拠点事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
---------------------	--------------------------------	------	---	--

別表1の表枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市文化財保存活用地域計画審議会	枚方市文化財保存活用地域計画の策定及び推進に関する調査審議	9人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
-------------------	-------------------------------	------	---	--

附 則 [令和8年3月10日公布]

この条例は、公布の日から施行する。